

第8回教育委員会

平成30年3月28日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

議案

議案第36号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

案

議案第 号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則の
一部を改正する規則案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行規則（平成26年大阪
市教育委員会規則第11号）を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（条例第4条第2号アの教育委員会規則で定める長期休業期間）

第6条 条例第4条第2号アの教育委員会規則で定める長期休業期間は、大阪市立
幼稚園園則（昭和35年大阪市教育委員会規則第12号）第3条第1項第3号から第
5号までに定める期間とする。

第7条第1項中「幼稚園使用料」を「幼稚園使用料（条例第4条第1号に定める
ものに限る。以下この条において同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例施行
規則（抄）

（子ども手当からの費用の徴収に係る通知）

（条例第4条第2号アの教育委員会規則で定める長期休業期間）

第6条 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法

条例第4条第2号アの教育委員会規則で定める長期休業期間は、大阪市立

律第107号。以下「特別措置法」という。）第25条第1項に規定する方法によっ

幼稚園園則（昭和35年大阪市教育委員会規則第12号）第3条第1項第3号から第

て幼稚園使用料（条例第4条第1号に定めるものに限る。以下この条及び次条に

5号までに定める期間とする。

おいて同じ。）を徴収しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様

式による通知書により、大阪市平成23年度における子ども手当の支給等に関する

特別措置法施行細則（平成23年大阪市規則第118号）第2条の規定による子ども

手当の支払日までに、当該徴収の対象となる特別措置法第7条第1項に規定する

受給資格者（以下「子ども手当受給資格者」という。）に通知するものとする。

(1) 子ども手当受給資格者の氏名及び住所

(2) 子ども手当受給資格者に係る幼稚園使用料を特別措置法第25条第1項に規

定する方法によって徴収する旨

- (3) 特別措置法第25条第1項に規定する方法によって徴収すべき子ども手当受給資格者に係る幼稚園使用料の額
- (4) 前2号に掲げる事項を決定した年月日
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 特別措置法第25条第1項に規定する方法によって幼稚園使用料を徴収したときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、当該費用を徴収した月の末日までに、当該徴収の対象となった子ども手当受給資格者に通知するものとする。

- (1) 子ども手当受給資格者の氏名及び住所
- (2) 子ども手当受給資格者に係る幼稚園使用料を特別措置法第25条第1項に規定する方法によって徴収した旨
- (3) 特別措置法第25条第1項に規定する方法によって徴収した子ども手当受給資格者に係る幼稚園使用料の額
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(児童手当からの費用の徴収に係る通知)

第7条 児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第1項に規定する方法によって幼稚園使用料（**条例第4条第1号に定めるものに限る。以下この条において同じ。**）を徴収しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）第2条の

規定による児童手当の支払日までに、当該徴収の対象となる児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者（以下「児童手当受給資格者」という。）に通知するものとする。

(1)－(5) 省 略

2 省 略

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する 条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部改正により、大阪市立幼稚園において実施している預かり保育について、長期休業期間中の使用料を改定したことに伴い、本規則において規定整備を行う必要があるため、規則の一部を改正する。

また、「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき、子ども手当の受給資格者からの申し出により子ども手当から直接幼稚園使用料を徴収する際の手続について規定していたが、受給権の時効期間が経過する等により、子ども手当の受給資格者が存在しなくなり、当該規定が不要となるため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- ・子ども手当からの費用の徴収に係る通知に関する規定を削除し、条例第 4 条第 2 号アの教育委員会規則で定める長期休業期間に係る規定の整備を行う。(第 6 条)
- ・その他、必要な規定整備を行う。(第 7 条)

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

【参考】

○大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（抄）
（幼稚園使用料）

第 4 条 幼稚園使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第 59 条第 10 号に掲げる事業を利用する場合 次
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 教育委員会規則で定める長期休業期間中に当該事業を利用する場合 次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(ウ) 省略

イ 省略

○大阪市立幼稚園園則（抄）

第 3 条 休業日は、次のとおりとする。

(1)～(2) 省略

(3) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業日 12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで

(5) 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

2 省略